

# 個人情報保護と利活用促進 に向けた取組について

平成29年11月16日  
個人情報保護委員会

# 個人情報保護法の概要

## 個人情報とは

- ・生存する個人に関する情報で、特定の個人を識別することができるもの。  
→「氏名」「生年月日と氏名の組み合わせ」「顔写真のデータ」「個人識別符号（マイナンバーやパスポート番号などその情報だけで特定の個人を識別することができる情報）」等

## 事業者が守るべき4つのルール

### ① 取得・利用

- 利用目的を特定して、その範囲内で利用する。
- 利用目的を通知又は公表する。

勝手に使わない!



### ② 保管

- 漏えい等が生じないように、安全に管理する。
- 従業者・委託先にも安全管理を徹底する。(持ち運ぶ場合も要注意)

なくさない! 漏らさない!



### ③ 提供

- 第三者に提供する場合は、あらかじめ本人から同意を得る。
- 第三者に提供した場合・第三者から提供を受けた場合は、一定事項を記録する。

勝手に人に渡さない!



### ④ 開示請求等への対応

- 本人から開示等の請求があった場合はこれに対応する。
- 苦情等に適切・迅速に対応する。

お問合わせに対応!

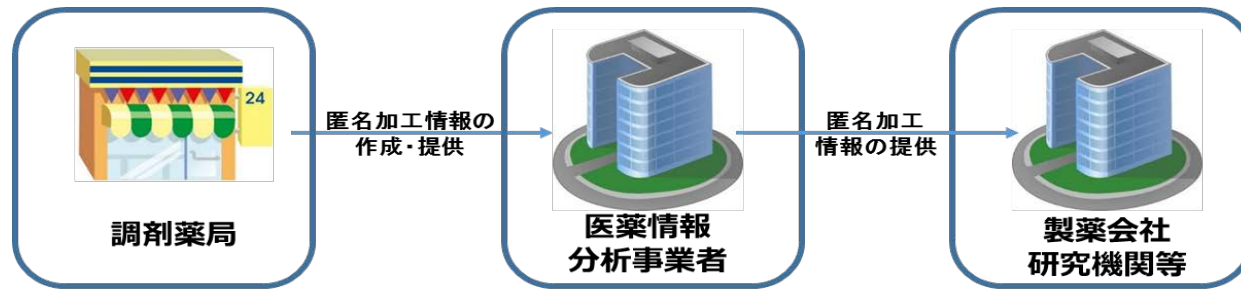


(※) ②～④は個人情報をデータベース化（特定の個人を検索できるようにまとめたもの）した場合にかかるルールである。なお、これらの個人情報データベース等を構成する個人情報を、「個人データ」という。

# 匿名加工情報の利活用について

- 匿名加工情報とは、特定の個人を識別することができないよう個人情報を加工し、当該個人情報を復元することができないようにした情報
- 個人情報の取扱いよりも緩やかな規律（作成時、第三者提供時の公表等）の下、自由な流通・利活用を促進することを目的に個人情報保護法の改正により新たに導入。
- 具体的には、匿名加工情報を作成するときに、安全管理措置、匿名加工情報に含まれる情報の項目を公表する等の措置を講じるときにより、個人情報に該当しないものとして自由に流通・利活用を行うことが可能。

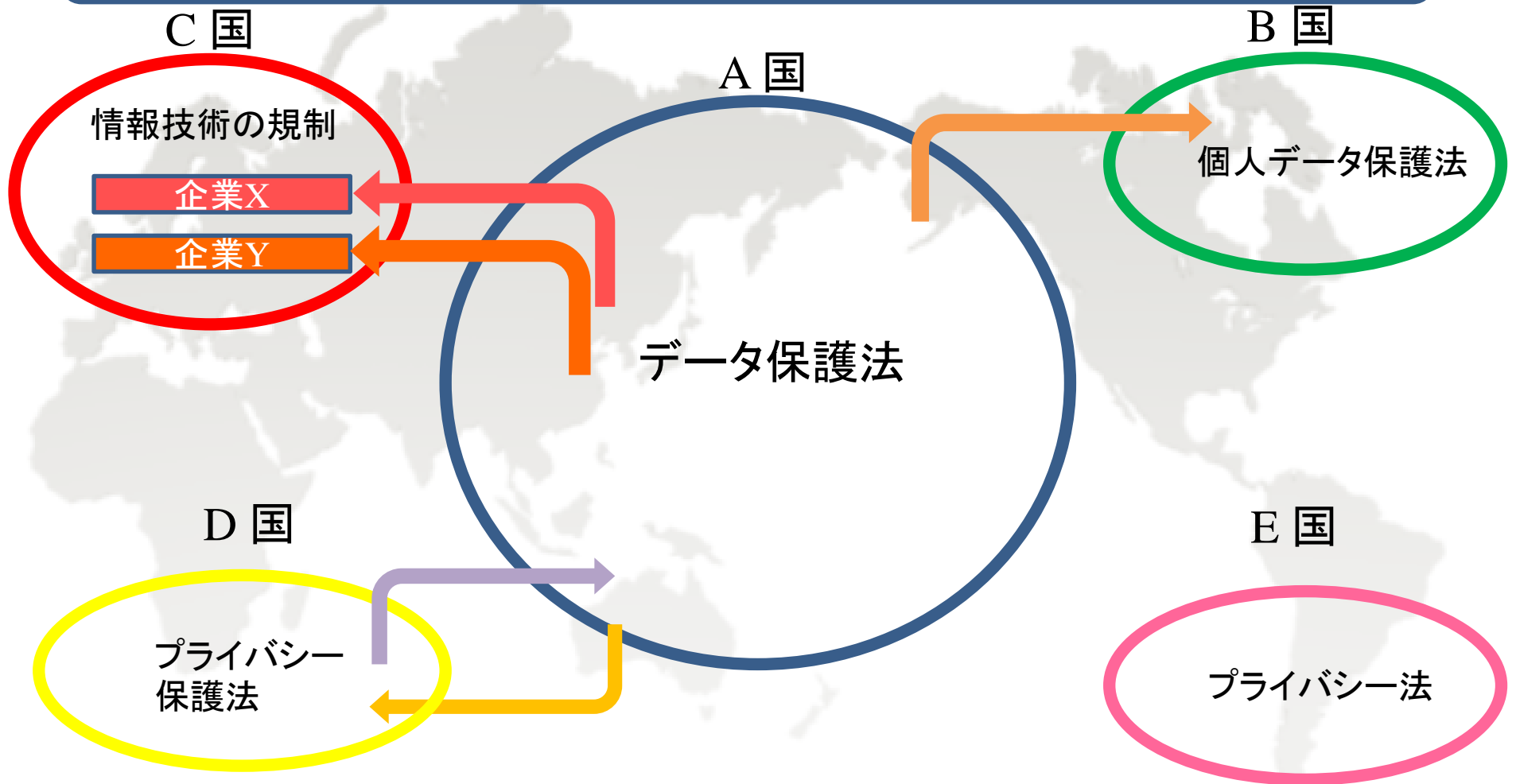
## (利活用の事例)



	情報の項目	加工方法
個人情報 属性	氏名等の個人情報	特定の個人の識別ができないよう仮名化
	生年月日	月日を削除
	性別	加工なし
履歴情報	処方せん、調剤に関する情報 (処方内容、診療機関、薬剤名)	希少な医薬品の利用等は特異な記述として削除

# 個人データの越境移転とは

- それぞれの国・地域が個人データ保護のための独自の法律や制度を有しており、情報流通が国際化する中で、個人データをスムーズに越境移転するための環境の整備・維持が必要



# 個人情報保護委員会の国際協力に関する取組

- 個人情報の国境を越えた流通が拡大する中、個人情報の保護を図りつつ国際的なデータ流通が円滑に行われるための環境の整備が重要。
- そのため委員会は、国際的な協力の枠組みへの参加、各国執行当局との協力関係の構築等に積極的に取り組んでいる。

EU: 日EU間の相互の円滑な個人データ移転を図る枠組みの構築を視野に来年の早い時期を目標に手続を進めることで一致(個人情報保護委員会委員と欧州委員会委員による共同プレス・ステートメントを発出)

英国: 英国のEU離脱後も相互の円滑な個人データ移転が確保されるよう、対話と協力関係の構築に努めることで一致

米国: APEC越境プライバシールール(CBPR)システム(企業に対しAPEC基準を認証する仕組み)の促進に向けて協力関係を構築

# 個人情報保護委員会委員及び欧州委員会委員による 共同プレス・ステートメント

## 熊澤春陽個人情報保護委員会委員とベラ・ヨウロバー欧州委員会委員（司法・消費者・男女平等担当）による共同プレス・ステートメント（平成29年7月3日）

熊澤春陽個人情報保護委員会委員とベラ・ヨウロバー欧州委員会委員（司法・消費者・男女平等担当）は、基本的な権利として、また、デジタル・エコミーにおける消費者の信頼の重要な要素としての高水準のデータ保護の推進を視野に対話を進展させるため、2017年7月3日にブリュッセルで会談を行った。

両者は、日本及びEUのデータ保護の制度に関する相互の理解をより一層深めてきた、個人情報保護委員会事務局と欧州委員会司法総局による過去数か月間の作業を歓迎した。同作業に基づき、両者は、双方のプライバシー法制度の最近の改正によって、双方の二つの制度は、より一層類似したものになったことを認めた。これは、特に双方が十分な保護レベルを同時に見出すことを通して、相互の円滑なデータ流通をより一層促進する新しい機会を提供するものである。

以上を踏まえ、両者は、双方の制度間の類似性が強化されたことを基礎として、関連する相違点への対処等により、2018年の早い時期に、この目標を達成するための努力を強化することを決意した。

# 個人データの越境移転に関する政治宣言

## 安倍晋三内閣総理大臣及びジャン=クロード・ユンカー欧州委員会委員長による共同宣言 (ブリュッセル、2017年7月6日) (抄)

G7伊勢志摩サミットにおいて、我々は、情報の自由な流通は、グローバル経済及び発展を促進するための基本的な原則であり、また、デジタル経済に関わる全ての主体にとってサイバー空間への公正で平等なアクセスを確保するものであることを再確認した。

我々は、基本的な権利として、及び、デジタル経済における消費者の信頼にとっての中心的な要素として、デジタル経済の発展を導きつつ、相互のデータ流通を一層促進することにもなる高いレベルのプライバシー及び個人データの安全性を確保することの重要性を強調する。それぞれのプライバシー法制に係る最近の改革、すなわち、2018年5月25日から適用されるEU一般データ保護規則（2016年5月24日発効）及び2017年5月30日に全面施行された日本の個人情報保護法を前提に、日本及びEUは、包括的なプライバシー法制、一連の中核的な個人の権利及び独立した監督機関による執行を特に基礎とする、双方の2つの制度の取れん性を一層高めてきた。これは、双方によって十分なレベルの保護を同時に見出すこと等を通じ、データの交換を促進するための新しい機会を提供する。これを念頭に、我々は、2018年の早い時期までにこの目標を達成するための我々の努力を一層強化することに向けた我々のコミットメントを再確認する。

## 「欧州議会、欧州理事会、欧州経済社会委員会、及び地域委員会に対する欧州委員会による報告」2018年欧州委員会作業計画（平成29年10月24日公表）（一部仮訳）

### 第2章. ユンカー委員会の優先事項10項目に係る遂行と実施

#### ・信頼関係に基づく正義と基本的権利の分野

情報とデータの交換については、我々の社会における不可欠な特徴であり、ますます国境を超えた事象となっている。欧州委員会は、データの保有に関する作成中の指導文書(ガイダンス)を完成させる。欧州委員会は経済連携強化の一体部分として、日EU間の個人データの自由な流通を確保するべく、2018年の早期に、日本に対するデータの十分性認定を採択することを目指す。